

英国会社の商号変更の手続き及び費用

特に明記しない限り、本見積書において「英国会社」とは、英国の「会社法」に基づいて設立された非公開株式会社をいいます。

英国で設立された非公開株式会社は商号を変更しようとする場合、商号変更に関する決議を可決した後、英国会社登記所に商号変更申請書類を提出する必要があります。新しい商号の発効日は、会社登記所が商号変更証明書を発行する日となります。

弊所は、英国会社の商号変更を代行するサービス費用が 400 ポンドです。この費用には、弊所のサービス料金及び英国当局への手数料が含まれています。詳細については第 1 節をご参照ください。

一般的に、英国会社の商号変更手続きは 5 営業日以内に完了できます。

会社は商号変更証明書を受け取った後、速やかに銀行に連絡し、記録の更新を行う必要があります。銀行が記録を更新するには 2 週間以上かかる場合があります。銀行が正式に記憶を更新するまで入金がある場合、元の商号で送金を行うよう、振込依頼人に指示する必要があります。

本見積書はあくまで参考用であり、最終的な取引条件を構成するものではありません。弊所のサービス費用は、個別の案件ごとに提示される見積もりを基準とします。弊所は事前の通知なしに料金を調整する権利を留保します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7樓7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

1. 商号変更サービス及び費用

弊所は、英国会社の商号変更を代行するサービス費用が 400 ポンド（弊所のサービス料金及び英国当局への手数料を含む）です。弊所のサービスには以下の内容が含まれます。

- (1) 使用予定の商号を検索し、使えるか否かを確認します。
- (2) 使用可能を確認したと、商号変更決定に関する株主総会の決議書を作成します。
- (3) 所定の商号変更申請書を作成します。
- (4) 英国会社登記所へ書類を提出し、手数料を納付します。
- (5) 商号変更証明書を受け取ります。

備考：

- (1) 上記の費用には登録代理人及び登録住所のサービス費用が含まれません。
- (2) 上記の費用には書類の郵送料が含まれません。郵送料は実費精算となります。

2. オプションサービス

番号	サービス項目	費用 (ポンド)
1	新しい商号が刻印されたゴム印又は社印の作成	1 個あたり 50
2	新しい商号を記載する定款及び大綱の再印刷	80

3. 支払条件

弊所は現金、銀行振込、送金、PAYPAL でのお支払いを受け取ります。お客様は PAYPAL で支払う場合、別途請求金額 5%相当額の手数料を負担します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情が発生しない限り、費用が返金されません。

お客様は中国本土又は台湾の発票が必要な場合は、現地税法が定めた税金を別途負担する必要があります。

4. 流れ及び所要時間

一般的に、英國会社の商号変更手続きは 5 営業日以内に完了できます。詳細は下の表を参照ください。

番号	手続きの流れ	営業日 (予想日数)
1	お客様は英國会社の商号変更を啓源に委託し、電子メールにて必要書類（第 5 節をご参照）を啓源に送付します。	お客様次第
2	啓源は請求書をお客様に発行します。お客様は弊所のサービス費用を支払います。	お客様次第
3	啓源は使用予定の商号を検索します。	1
4	啓源は商号変更に関する決議書を作成し、お客様へ送付します。	1
5	お客様は関連書類に署名し、啓源へ返送します。	お客様次第
6	啓源は商号変更関連書類を英國会社登記所へ提出します。	1
7	英國会社登記所は商号変更証明書を発行します。	2-3
合計：		5 営業日

5. 必要書類

- (1) 2～3 つ英語表記の商号（末に「Limited」又はその略語「Ltd.」が付けられる必要）
- (2) 会社設立証明書、定款
- (3) 直近の確認報告書
- (4) 各法定記録簿（ある場合）
- (5) 会社登記所の認証コード（Companies House Authentication Code）
- (6) 株主のパスポート写し及び直近 3 ヶ月以内の住所証明書類写し、又は（法人の場合）法人設立証明書、登録住所が記載される書類、取締役名簿、株主名簿、及び会社の 25%以上の持分を保有している実質的支配者のパスポート写しや直近 3 ヶ月以内の住所証明書類のコピー
- (7) 取締役の有効期間内のパスポート写し及び直近 3 ヶ月以内の住所証明書類写し
- (8) （法人株主の場合）取締役が署名・認証した組織構造図
- (9) 記入済みのデューデリジェンス調査表（啓源が提供）

啓源がお客様の英國会社の登録代理人を務めている場合、お客様は上記の第 2～9 項を提供する必要がありません。

住所証明書類は、株主・取締役の情報（氏名や詳細な住所）、書類の種類、発行日、発行機関を記載する公共料金請求書、又は銀行取引明細書でなければなりません。英語表記でない場合、参考用の英語訳本の提出は必要となります。

株主・取締役の身分証明書類及び住所証明書類は、弊所のスタッフ又は弁護士、公証役場によって認証される必要があります。啓源の認証サービスをご利用のお客様は、啓源のいずれかの事務所で認証を受けることができます。

6. 商号変更後お客様に引き渡す書類

弊所は、英国会社登記所へ商号変更関連書類を提出した後、以下の書類をお客様に引き渡します。

- (1) 商号変更証明書 (Certificate of Change of Company Name)
- (2) 商号変更申請書 (NM01) の写し
- (3) 商号変更に関する株主総会及び取締役会の議事録又は決議書

弊所は、上記の書類をお客様が指定された住所へ郵送することができます。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール：info@kaizencpa.com

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com